

山口県報

令和7年
5月9日
(金曜日)

目次

○告示

保安林予定森林（岩国市）（森林整備課）……………一
指定施業要件の変更予定保安林（周南市）（森林整備課）……………一
○公告
土地改良区の役員の届出（農村整備課）……………二



山口県告示第百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

令和七年五月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林予定森林の所在場所
岩国市関戸字西ヶ谷一〇〇二四の一、一〇〇二七、一〇〇二九の一から一〇〇二九の四まで、一〇〇三〇、一〇〇三一、一〇〇三五
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩国市関戸字西ヶ谷一〇〇二四の一・一〇〇三五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

令和七年五月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
周南市大字須々万奥字緑山一一四三の一・一一四三の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一四三の一〇、一一四三の二五、字箒川尻一二九二〇から一二九二二まで、字江良田一二九二六、一二九二七、一二九三一の一、一二九三一の二、字尻高一二九三三から一二九三五まで、一二九三七、一二九三八
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市産業振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
周南市大字須々万奥字緑山一一一四三の一・一一一四三の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市産業振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）



（九四）土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

令和七年五月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏 名	住 所
下関市豊田町土地改良区	理事	小林 龍治	下関市豊田町大字鷹子六二二